

三隅石炭火力発電所の建設計画に係る準備書に対する環境大臣意見（概要）

- ・パリ協定が発効し、我が国は同協定を締結済み。同協定に基づく我が国の貢献として、2030 年度 26% 減の削減目標を達成するとともに温対計画に示す 2050 年 80% 減を目指して取り組む必要がある。
- ・電力業界全体で実効性のある枠組みの下、CO₂ 排出削減に取り組むことが必要不可欠である。さらに 2 月の両大臣合意による政策的な対応措置（省エネ法及び高度化法）に取り組むことで削減目標を達成する必要がある。
- ・パリ協定に基づき、中長期的に世界全体の累積的な温室効果ガス排出量を削減することが求められており、2030 年や 2050 年といった特定の時点の排出量のみならず、これに向けた削減を継続的にしっかりと進めていく必要がある。
- ・温室効果ガス排出係数が天然ガスの約 2 倍の石炭火力発電は地球温暖化対策上の懸念があり、諸外国においては官民問わず石炭火力発電及びそれからの排出を抑制する流れがある。（仏、英、加、韓が石炭火力廃止の政策方針発表等）
- ・我が国の 2015 年度の石炭火力発電からの CO₂ 排出量等の実績値は、2030 年度に達成が必要な値を既に上回っている。さらに石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、我が国の削減目標達成に深刻な支障を来すことが懸念される。
(CO₂ 排出量 : 2030 年度目標推計値 約 2.2 ~ 2.3 億 t , 2015 年度実績値 約 2.67 億 t
すべての石炭火力計画の実行後の推計排出量 2030 年度 約 3.0 億 t)
- ・パリ協定の長期的目標の達成に向け、削減の道筋を明確化し、政府はもとより各主体が進捗を管理していく必要がある。
- ・石炭火力発電に関しても、老朽化・低効率設備の休廃止・リプレースを計画的に進める等により、排出の増加傾向をできるだけ早期に反転させる必要がある。着実な進捗管理がなされないまま、制約のない石炭火力発電が増加する場合は、更なる追加的措置を講じる必要がある。
- ・本事業は、このように地球温暖化対策における石炭火力発電を巡る国内外の状況が極めて厳しい中、相対的に CO₂ 排出係数が高い石炭を燃料種とする発電設備を新設するもの。追加的な CO₂ 排出量は年間 500 万トン以上にも及ぶことから、環境保全面から極めて高い事業リスクを伴う。
- ・本事業者においては、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが

極めて高いことを改めて自覚し、2030 年度及びそれ以降に向けた本事業に係る CO₂ 排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。

- ・とりわけ、2030 年度のベンチマーク指標の目標との関係では、こうした具体的な道筋が示されないまま容認されるべきものではない。本事業者は、単独では当該目標達成の蓋然性が低い中で、本計画の石炭火力発電所を新設しようとしている。本計画が容認されるためには、所有する低効率の火力発電所の休廃止・稼働抑制及び LNG 火力発電所の設備更新による高効率化など 2030 年度のベンチマーク指標の目標達成に向けた具体的な道筋の明確化が必要不可欠であり、政府としても、明確化に向けた検討状況を適切にフォローアップ、評価していく必要がある。
- ・電力業界の低炭素化の取組については、電気事業低炭素社会協議会の会員として自社の低炭素化の取り組みを進めるとともに、監事として積極的に同協議会の実効性・透明性の向上に努めることが重要である。

【対経済産業省】

- ・ベンチマーク指標の目標を確実に遵守させること。特に本事業者は、現時点において単独では目標達成の蓋然性が低いため、目標達成に向けた道筋を明確化させた上で、確実に達成するよう指導すること。
- ・共同実施の評価の速やかな明確化、バイオマス混焼発電の省エネ法における評価の考え方の整理、自主的枠組みの実効性・透明性の向上及び参加事業者の拡大、省エネ法及び高度化法の指導・助言、勧告・命令を含めた適切な運用、CCS 導入に向けた一層の取組の推進等を行うこと。

総論

- ・石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、本事業を検討すること。
- ・国内外の状況を踏まえた上でなお本事業を実施する場合には、所有する低効率火力発電所の休廃止・稼働抑制及び LNG 火力発電所の設備更新による高効率化など、2030 年度のベンチマーク指標の目標達成に向けた道筋を明確化し、確実に達成すること。
- ・さらに、2030 年以降に向けて、更なる CO₂ 排出削減を実現する見通しをもって、低効率の火力発電所の休廃止・稼働抑制などの措置を計画的に実施すること。

各論

- ・最新の BAT (B) の発電技術の採用の可能性について検討するとともに、BAT(A)以上の高効率発電設備の運用等を通じて送電熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ・省エネ法に基づくベンチマーク指標の 2030 年度目標達成に向けた確実な遵守及び達成状況の毎年度公表など必要な対応を図ること。
- ・同指標の目標が達成できない場合は事業の見直しを検討すること。
- ・木質バイオマス混焼については、本石炭火力発電設備からの CO₂ 排出量を削減する観点からは一定程度の効果は認められるが、国際的な森林認証を得た材料の調達等により違法な森林伐採等を回避するとともに、調達段階における CO₂ 排出量の把握等総合的な評価を実施した上で排出の低減に最大限努めること。また、混焼率の維持に努め、国内木質バイオマスの持続的な利用に最大限努めること。以上の取組状況について定期的に公表すること。
- ・自主的枠組み参加事業者である本事業者は、小売電気事業者として高度化法の遵守及び自主的枠組み全体の目標達成に取り組み、確実に CO₂ 排出削減に取り組むこと。
- ・2030 年までに CCS 導入を検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること。その上で、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発等、所要の検討を継続的に行うこと。
- ・パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略など地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、長期的な排出削減対策について所要の検討を継続的に行うこと。
- ・その他、大気環境、水環境及び廃棄物に係る適切な環境保全措置の検討等を求めている。